

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
五建工業株式会社	東京都千代田区内神田1-16-3	1-002659

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和6年7月9日 ~ 令和6年8月8日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

五建工業(株)の使用人は、元東京都千代田区議会議員から、同区の職員を通じて、同区発注案件の入札情報を得た見返りに、贈賄行為を行った。

なお、贈賄行為の公訴時効(3年)の期間が経過しており、逮捕等は行われていない。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(3)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 業務に関し、法令に違反したとき。	1月以上9月以内
(2) 市発注工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内
(3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111